

各類に属する商品・役務の概要

商標法施行令第2条において規定する別表（政令別表）

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
第 3 類	洗浄剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料
第 20 類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料

第 3 2 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 3 3 類	ビールを除くアルコール飲料
第 3 4 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第 3 5 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 3 6 類	金融、保険及び不動産の取引
第 3 7 類	建設、設置工事及び修理
第 3 8 類	電気通信
第 3 9 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 4 0 類	物品の加工その他の処理
第 4 1 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 4 2 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 4 3 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 4 4 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 4 5 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

（注）商標登録出願をする際は、上記の表示ではなく、本審査基準に記載されている商品・役務の表示（「類別表」を除く。）を参考に記載してください。

各類に属する代表的な商品・役務（2020年1月1日以降の出願に対応）

以下に掲げる商品・役務は、類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2020版対応〕に掲載した各類の商品・役務のうち、 で囲った範囲の包括概念表示と、その包括概念には含まれていない（四角カッコ）で囲った見出しの商品・役務を抜粋したものです。

第 1 類	化学品，工業用のり及び接着剤，植物成長調整剤類，肥料，陶磁器用釉薬，塗装用パテ，高級脂肪酸，非鉄金属，非金属鉱物，写真材料，試験紙（医療用のものを除く。），人工甘味料，工業用粉類，原料プラスチック，パルプ
第 2 類	カナダバルサム，コパール，サンダラック，セラック，ダンマール，媒染剤，腐蝕防止剤，防錆剤，マスチック，松脂，木材保存剤，染料，顔料，塗料，印刷インキ，絵の具，防錆グリース，塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉，塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉
第 3 類	家庭用帯電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用柔軟剤，洗濯用漂白剤，かつら装着用接着剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり，つけまつ毛用接着剤，口臭用消臭剤，動物用防臭剤，塗料用剥離剤，靴クリーム，靴墨，つや出し剤，せっけん類，歯磨き，化粧品，香料，薫料，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つけづめ，つけまつ毛
第 4 類	固形潤滑剤，靴油，保革油，燃料，工業用油，工業用油脂，ろう，ランプ用灯しん，ろうそく
第 5 類	薬剤，医療用試験紙，医療用油紙，医療用接着テープ，衛生マスク，オブラート，ガーゼ，カプセル，眼帯，耳帯，生理帯，生理用タンポン，生理用ナプキン，生理用パンティ，脱脂綿，ばんそうこう，包帯，包帯液，胸当てパッド，綿棒，歯科用材料，おむつ，おむつカバー，はえ取り紙，防虫紙，乳幼児用粉乳，サプリメント，食餌療法用飲料，食餌療法用食品，乳幼児用飲料，乳幼児用食品，栄養補助用飼料添加物（薬剤に属するものを除く。），人工受精用精液
第 6 類	鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，建築用又は構築用の金属製専用材料，金属製建造物組立てセット，金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバース，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠，金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く。），金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ，てんてつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。），金属製航路標識（発光式のものを除く。），金属製貯蔵槽類，いかり，金属製輸送用コンテナ，かな床，はちの巣，金属製金具，ワイヤロープ，金網，金属製包装用容器，金属製のネームプレート及び標札，金属製手持式旗ざお，金属製植物の茎支持具，金属製のきゃたつ及びはしご，金属製郵便受け，金属製帽子掛けかぎ，金属製家庭用水槽，金属製工具箱，金属製のタオル用ディスペンサー，金属

	製建具，金庫，金属製屋外用ブラインド，金属製立て看板，金属製人工池，金属製の可搬式家庭用温室，金属製の墓標及び墓碑用銘板，金属製靴合わせくぎ，金属製靴くぎ，金属製靴びょう，金属製靴保護金具，つえ用金属製石突き，拍車，アイゼン，カラビナ，ハーケン，金属製彫刻
第 7 類	金属加工機械器具，鉱山機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，漁業用機械器具，化学機械器具，繊維機械器具，食料加工用又は飲料加工用の機械器具，製材用・木工用又は合板用の機械器具，パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具，印刷用又は製本用の機械器具，ミシン，農業用機械器具，靴製造機械，製革機械，たばこ製造機械，ガラス器製造機械，塗装機械器具，包装用機械器具，陶工用ろくろ，プラスチック加工機械器具，半導体製造装置，ゴム製品製造機械器具，石材加工機械器具，動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。），動力機械器具の部品，風水力機械器具，機械式の接着テープディスペンサー，自動スタンプ打ち器，自動販売機，ガソリンステーション用装置，電気洗濯機，修繕用機械器具，機械式駐車装置，乗物用洗浄機，業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用切さい機，食器洗浄機，電気式ワックス磨き機，電気掃除機，消毒・殺虫又は防臭用散布機（農業用のものを除く。），機械要素（陸上の乗物用のものを除く。），芝刈機，電動式カーテン引き装置，電動式扉自動開閉装置，業務用廃棄物圧縮装置，業務用廃棄物破砕装置，3Dプリンター，起動器，交流電動機及び直流電動機（陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機（その部品を除く。）を除く。），交流発電機，直流発電機，電気ミキサー，電機ブラシ
第 8 類	ピンセット，組ひも機（手持工具に当たるものに限る。），くわ，鋤，レーキ（手持工具に当たるものに限る。），靴製造用靴型（手持工具に当たるものに限る。），電気アイロン，電気かみそり及び電気バリカン，手動利器，手動工具，エッグスライサー（電気式のものを除く。），かつお節削り器，缶切，スプーン，チーズスライサー（電気式のものを除く。），ピザカッター（電気式のものを除く。），フォーク，チョコ削り器，十能，暖炉用ふいご（手持工具に当たるものに限る。），火ばし，護身棒，ひげそり用具入れ，ペディキュアセット，まつ毛カーラー，マニキュアセット，ピックル，水中ナイフ，水中ナイフ保持具，パレットナイフ
第 9 類	水泳用耳栓，潜水用耳栓，オゾン発生器，電解槽，検卵器，青写真複写機，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，写真複写機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，郵便切手のはり付けチェック装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機用プログラム，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械

	器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，太陽電池，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気通信機械器具，携帯情報端末，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極，消防艇，科学用人工衛星，消防車，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服，防災頭巾，事故防護用手袋，眼鏡，家庭用テレビゲーム機用プログラム，携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，運動用保護ヘルメット，ホイッスル，ウエイトベルト，エアタンク，シュノーケル，レギュレーター，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，電気又は電子楽器用フェイザー，レコード，インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル，インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント
第 10 類	医療用指サック，おしゃぶり，氷まくら，三角きん，支持包帯，手術用キャットガット，吸い飲み，スポイト，乳首，氷のう，氷のうつり，哺乳用具，魔法哺乳器，避妊用具，人工鼓膜用材料，補綴充てん用材料（歯科用のものを除く。） ，睡眠用耳栓，防音用耳栓，業務用美容マッサージ器，医療用機械器具，家庭用電気マッサージ器，医療用手袋，しびん，病人用差込み便器，耳かき
第 11 類	便所ユニット，浴室ユニット，化学製品製造用乾燥装置，化学製品製造用換熱器，化学製品製造用蒸煮装置，化学製品製造用蒸発装置，化学製品製造用蒸留装置，化学製品製造用熱交換器，化学繊維製造用乾燥機，牛乳殺菌機，業務用アイスクリーム製造機，業務用製パン機，ベニヤ製造用乾燥機，工業用炉，原子炉，収穫物乾燥機，飼料乾燥装置，ボイラー（動力機械部品・機関用のものを除く。） ，業務用暖冷房装置，業務用冷凍機械器具，業務用衣類乾燥機，タオル蒸し器，美容院用頭髮乾燥機，美容院用頭髮蒸し器，理髪店用洗髪台，業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機，業務用食器消毒器，業務用調理台，業務用流し台，水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓，汚水浄化槽，し尿処理槽，ごみ焼却炉，太陽熱利用温水器，業務用浄水装置，電球類及び照明用器具，家庭用電熱用品類，水道蛇口用座金，水道蛇口用ワッシャー，ガス湯沸かし器，家庭用加熱器（電気式のものを除く。） ，家庭用調理台，家庭用流し台，家庭用浄水器（電気式のものを除く。） ，あんどん，ちょうちん，ガスランプ，石油ランプ，ほや，あんか，懐炉，湯たんぽ，家庭用汚水浄化槽，家庭用し尿処理槽，洗浄機能付き便座，洗面所用消毒剤ディスペンサー，便器，和式便器用椅子，浴槽類，ストーブ類（電気式のものを除く。）
第 12 類	牽引車，荷役用索道，陸上の乗物用の動力機械器具（その部品を除く。） ，陸上の乗物用の機械要素，落下傘，乗物用盗難警報器，車椅子，陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。） ，船舶並びにその部品及び附属品，航空機並びにその部品及び附属品，鉄道車両並びにその部品及び附属品，自動車

	並びにその部品及び附属品，二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品，人力車，そり，手押し車，荷車，馬車，リヤカー，タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片，乳母車
第 13 類	銃砲，銃砲弾，火薬，爆薬，火工品及びその補助器具，戦車
第 14 類	貴金属，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，キーホルダー，宝石箱，記念カップ，記念たて，身飾品，貴金属製靴飾り，時計
第 15 類	調律機，楽器，楽譜台，指揮棒，音さ
第 16 類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤，封ろう，印刷用インテル，活字，あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ステープラ，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，マーキング用孔開型板，装飾塗工用ブラシ，紙製包装用容器，プラスチック製包装用袋，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，型紙，裁縫用チャコ，紙製のぼり，紙製旗，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，荷札，印刷したくじ（「おもちゃ」を除く。），紙類，文房具類，印刷物，書画，写真，写真立て
第 17 類	雲母，ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。），ガスケット，管継ぎ手（金属製のものを除く。），パッキング，オイルフェンス，電気絶縁材料，ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー，化学繊維（織物用のものを除く。），岩石繊維，鉱さい綿，糸ゴム及び被覆ゴム糸（織物用のものを除く。），化学繊維糸（織物用のものを除く。），絶縁手袋，ゴムひも，ゴム製包装用容器，ゴム製栓，ゴム製ふた，農業用プラスチックシート，コンデンサーペーパー，バルカンファイバー，接着テープ（医療用・事務用又は家庭用のものを除く。），プラスチック基礎製品，ゴム，岩石繊維製防音材（建築用のものを除く。）
第 18 類	かばん金具，がま口金，蹄鉄，レザークロス，皮革，皮革製包装用容器，ペット用被服類，かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具
第 19 類	タール，ピッチ，建築用又は構築用の非金属鉱物，陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物，リノリューム製建築専用材料，プラスチック製建築専用材料，合成建築専用材料，アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料，ゴム製の建築用又は構築用の専用材料，しっくい，石灰製の建築用又は構築用の専用材料，石こう製の建築用又は構築用の専用材料，繊維製の落石防止網，旗掲揚柱（金属製のものを除く。），建造物組立てセット（金属製のものを除く。），土砂崩壊防止用植生板，窓風防通話板，区画表示帯，セメント及びその製品，木材，石材，建築用ガラス，人工魚礁（金属製のものを除く。），養鶏用かご（金属製のものを除く。），吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。），セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。），送水管用バルブ

	<p>(金属製又はプラスチック製のものを除く。), 道路標識(金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。), 航路標識(金属製又は発光式のものを除く。), 貯蔵槽類(金属製又はプラスチック製のものを除く。), 石製郵便受け, 建具(金属製のものを除く。), 屋外用ブラインド(金属製又は織物製のものを除く。), 灯ろう, 人工池(金属製のものを除く。), 可搬式家庭用温室(金属製のものを除く。), 墓標及び墓碑用銘板(金属製のものを除く。), 石製彫刻, コンクリート製彫刻, 大理石製彫刻, 鈦物性基礎材料</p>
第 20 類	<p>海泡石, こはく, 荷役用パレット(金属製のものを除く。), 養蜂用巣箱, 美容院用椅子, 理髪用椅子, プラスチック製バルブ(機械要素に当たるものを除く。), 貯蔵槽類(金属製又は石製のものを除く。), 輸送用コンテナ(金属製のものを除く。), カーテン金具, 金属代用のプラスチック製締め金具, くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター(金属製のものを除く。), 座金及びワッシャー(金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。), 錠(電気式又は金属製のものを除く。), クッション, 座布団, まくら, マットレス, 木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器, ししゅう用杵, ネームプレート及び標札(金属製のものを除く。), 手持式旗ざお(金属製のものを除く。), うちわ, 扇子, 植物の茎支持具(金属製のものを除く。), 犬小屋, 小鳥用巣箱, ペット用ベッド, きゃたつ及びはしご(金属製のものを除く。), 郵便受け(金属製又は石製のものを除く。), 帽子掛けかぎ(金属製のものを除く。), 買物かご, 家庭用水槽(金属製又は石製のものを除く。), ハンガーボード, 工具箱(金属製のものを除く。), タオル用ディスプレイ(金属製のものを除く。), 家具, 屋内用ブラインド, すだれ, 装飾用ビーズカーテン, 日よけ, 風鈴, つい立て, びょうぶ, ベンチ, アドバルーン, 木製又はプラスチック製の立て看板, 食品見本模型, 葬祭用具, 懐中鏡, 鏡袋, 靴合わせくぎ(金属製のものを除く。), 靴くぎ(金属製のものを除く。), 靴びょう(金属製のものを除く。), 靴保護具(金属製のものを除く。), 揺りかご, 幼児用歩行器, マネキン人形, 洋服飾り型類, 額縁, 石こう製彫刻, プラスチック製彫刻, 木製彫刻, 経木, しだ, 竹, 竹皮, つる, とう, 木皮, あし, い, おにがや, すげ, すさ, 麦わら, わら, 牙, 鯨のひげ, 甲殻, 人工角, 象牙, 角, 歯, ベっこう, 骨, さんご</p>
第 21 類	<p>デンタルフロス, ガラス基礎製品(建築用のものを除く。), かいばおけ, 家きん用リング, 化粧用具, おけ用ブラシ, 金ブラシ, 管用ブラシ, 工業用刷毛, 船舶ブラシ, 家事用手袋, ガラス製又は陶磁製の包装用容器, プラスチック製の包装用瓶, 台所用品(「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。), 清掃用具及び洗濯用具, アイロン台, 霧吹き, こて台, へら台, 湯かき棒, 浴室用腰掛け, 浴室用手おけ, ろうそく消し, ろうそく立て, 家庭用燃え殻ふるい, 五徳, 石炭入れ, 火消しつぼ, ねずみ取り器, はえたたき, 植木鉢, 家庭園芸用の水耕式植物栽培器, じょうろ, 小鳥かご, 小鳥用水盤, ペット用食器, ペット</p>

	用ブラシ, 洋服ブラシ, 寝室用簡易便器, 貯金箱, お守り, おみくじ, 化学物質を充てんした保温保冷具, 紙タオル取り出し用金属製箱, せっけん用ディスペンサー, 観賞魚用水槽及びその附属品, トイレットペーパーホルダー, 花瓶, 水盤, ガラス製又は磁器製の立て看板, 香炉, 靴ブラシ, 靴べら, 靴磨き布, 軽便靴クリーナー, シューツリー, コップェル, ブラシ用牛毛・たぬきの毛・豚毛及び馬毛
第 22 類	船舶用オーニング, ターポリン, 帆, 原料繊維, 衣服綿, ハンモック, 布団袋, 布団綿, 編みひも, 真田ひも, のり付けひも, よりひも, 網類, 網類(金属製のものを除く。), 布製包装用容器, わら製包装用容器, 結束用ゴムバンド, 雨覆い, 織物製屋外用ブラインド, 天幕, 靴用ろう引き縫糸, ザイル, 登山用又はキャンプ用のテント, ウインドサーフィン用のセイル, おがくず, カポック, かんなくず, 木毛, もみがら, ろうくず, 牛毛・たぬきの毛・豚毛及び馬毛(未加工のものに限る。), 羽
第 23 類	糸
第 24 類	織物, メリヤス生地, フェルト及び不織布, オイルクロス, ゴム引防水布, ビニルクロス, ラバークロス, ろ過布, 布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナブキン, ふきん, シャワーカーテン, のぼり及び旗(紙製のものを除く。), 織物製トイレットシートカバー, 織物製椅子カバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳, 遺体覆い, 経かたびら, 紅白幕, 黒白幕, ビリヤードクロス, スリーピングバッグ
第 25 類	被服, ガーター, 靴下留め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊靴, 運動用特殊衣服
第 26 類	漁網製作用杼, メリヤス機械用編針, 電気式ヘアカーラー, 針類, 被服用はとめ, テープ, リボン, 編みレース生地, 刺しゅうレース生地, 房類, 組ひも, 編み棒, 糸通し器, 裁縫箱, 裁縫用へら, 裁縫用指抜き, 針刺し, 針箱, 造花, 腕留め, 衣服用き章(貴金属製のものを除く。), 衣服用バックル, 衣服用バッジ(貴金属製のものを除く。), 衣服用ブローチ, 帯留, ボンネットピン(貴金属製のものを除く。), ワッペン, 腕章, 頭飾品, ボタン類, つけあごひげ, つけ口ひげ, ヘアカーラー(電気式のものを除く。), 靴飾り(貴金属製のものを除く。), 靴はとめ, 靴ひも, 靴ひも代用金具, 人毛
第 27 類	洗い場用マット, 畳類, 敷物, 壁掛け(織物製のものを除く。), 人工芝, 体操用マット, 壁紙
第 28 類	遊園地用機械器具, ペット用おもちゃ, おもちゃ, 人形, 囲碁用具, 将棋用具, 歌がるた, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, トランプ, 花札, マージャン用具, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 運動用具, 釣り具, 柄付き捕虫網, 昆虫採集箱, 昆虫胴乱, 殺虫管, 毒つば
第 29 類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。), 食用油脂,

	乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類 (生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物, 豆, 食用たんぱく
第 30 類	アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, ホイップクリーム用安定剤, 食品香料 (精油のものを除く。), 茶, コーヒー, ココア, 氷, 菓子 (果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。), パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, 調味料, 香辛料, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, コーヒー豆, 穀物の加工品, チョコレートスプレッド, ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 即席菓子ののもと, パスタソース, 食用酒かす, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用グルテン, 食用粉類
第 31 類	生花の花輪, 釣り用餌, ホップ, 食用魚介類 (生きているものに限る。), 海藻類, 野菜, 糖料作物, 果実, 麦芽, あわ, きび, ごま, そば (穀物), とうもろこし (穀物), ひえ, 麦, 粳米, もろこし, 飼料用たんぱく, 飼料, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽, 獣類・魚類 (食用のものを除く。), 鳥類及び昆虫類 (生きているものに限る。), 蚕種, 種繭, 種卵, 漆の実, 未加工のコルク, やしの葉
第 32 類	ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, ビール製造用ホップエキス, 乳清飲料
第 33 類	清酒, 焼酎, 合成清酒, 白酒, 直し, みりん, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 薬味酒
第 34 類	たばこ, 電子たばこ, 喫煙用具, マッチ
第 35 類	広告業, トレーディングスタンプの発行, 経営の診断又は経営に関する助言, 事業の管理, 市場調査又は分析, 商品の販売に関する情報の提供, 財務書類の作成又は監査若しくは証明, 職業のあっせん, 競売の運営, 輸出入に関する事務の代理又は代行, 新聞の予約購読の取次ぎ, 速記, 筆耕, 書類の複製, 文書又は磁気テープのファイリング, コンピュータデータベースへの情報編集, 電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作, 建築物における来訪者の受付及び案内, 広告用具の貸与, タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与, 消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供, 求人情報の提供, 新聞記事情報の提供, 自動販売機の貸与, 衣料品・食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, おむつの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対す

る便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、茶・コーヒー及びココアの売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、畳類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、葬祭用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、農耕用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、花及び木の売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行わ

	れる顧客に対する便益の提供、ペットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 36 類	<p>預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ、資金の貸付け及び手形の割引、内国為替取引、債務の保証及び手形の引受け、有価証券の貸付け、金銭債権の取得及び譲渡、有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり、両替、金融先物取引の受託、金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け、債券の募集の受託、外国為替取引、信用状に関する業務、信用購入あっせん、前払式支払手段の発行、ガス料金又は電気料金の徴収の代行、商品代金の徴収の代行、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理、有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理、外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理、有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理、有価証券等清算取次ぎ、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱い、株式市況に関する情報の提供、商品市場における先物取引の受託、生命保険契約の締結の媒介、生命保険の引受け、損害保険契約の締結の代理、損害保険に係る損害の査定、損害保険の引受け、保険料率の算出、建物の管理、建物の貸借の代理又は媒介、建物の貸与、建物の売買、建物の売買の代理又は媒介、建物又は土地の鑑定評価、建物又は土地の情報の提供、土地の管理、土地の貸借の代理又は媒介、土地の貸与、土地の売買、土地の売買の代理又は媒介、骨董品の評価、美術品の評価、宝玉の評価、中古自動車の評価、企業の信用に関する調査、税務相談、税務代理、慈善のための募金、紙幣・硬貨計算機の貸与、現金支払機の貸与、現金自動預け払い機の貸与</p>
第 37 類	<p>建設工事、建設工事に関する助言、建築設備の運転・点検・整備、船舶の建造、船舶の修理又は整備、航空機の修理又は整備、自転車の修理、自動車の修理又は整備、鉄道車両の修理又は整備、二輪自動車の修理又は整備、映画機械器具の修理又は保守、光学機械器具の修理又は保守、写真機械器具の修理又は保守、荷役機械器具の修理又は保守、火災報知機の修理又は保守、事務用機械器具の修理又は保守、業務用暖冷房装置の修理又は保守、バーナーの修理又は保守、ボイラーの修理又は保守、ポンプの修理又は保守、業務用冷凍機械器具の修理又は保守、電子応用機械器具の修理又は保守、電気通信機械器具の修理又は保守、土木機械器具の修理又は保守、民生用電気機械器具の修理又は保守、照明用器具の修理又は保守、電動機の修理又は保守、配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守、発電機の修理又は保守、理化学機械器具の修理又は保守、測定機械器具の修理又は</p>

	<p>は保守，医療用機械器具の修理又は保守，銃砲の修理又は保守，印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守，化学機械器具の修理又は保守，ガラス器製造機械の修理又は保守，漁業用機械器具の修理又は保守，金属加工機械器具の修理又は保守，靴製造機械の修理又は保守，工業用炉の修理又は保守，鉱山機械器具の修理又は保守，ゴム製品製造機械器具の修理又は保守，集積回路製造装置の修理又は保守，半導体製造装置の修理又は保守，食料加工用又は飲料加工用の機械器具の修理又は保守，製材用・木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守，繊維機械器具の修理又は保守，たばこ製造機械の修理又は保守，塗装機械器具の修理又は保守，農業用機械器具の修理又は保守，パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具の修理又は保守，プラスチック加工機械器具の修理又は保守，包装用機械器具の修理又は保守，ミシンの修理又は保守，貯蔵槽類の修理又は保守，ガソリンステーション用装置の修理又は保守，機械式駐車装置の修理又は保守，自転車駐輪器具の修理又は保守，業務用加熱調理機械器具の修理又は保守，業務用食器洗浄機の修理又は保守，業務用電気洗濯機の修理又は保守，乗物用洗浄機の修理又は保守，自動販売機の修理又は保守，動力付床洗浄機の修理又は保守，遊園地用機械器具の修理又は保守，美容院用又は理髪店用の機械器具の修理又は保守，水質汚濁防止装置の修理又は保守，業務用浄水装置の修理又は保守，業務用廃棄物圧縮装置の修理又は保守，業務用廃棄物破砕装置の修理又は保守，潜水用機械器具の修理又は保守，化学プラントの修理又は保守，原子力発電プラントの修理又は保守，3Dプリンターの修理又は保守，家具の修理，傘の修理，楽器の修理又は保守，金庫の修理又は保守，靴の修理，時計の修理又は保守，はさみ研ぎ及びほうちよう研ぎ，錠前の取付け又は修理，ガス湯沸かし器の修理又は保守，家庭用加熱器（電気式のものを除く。）の修理又は保守，鍋類の修理又は保守，看板の修理又は保守，かばん類又は袋物の修理，身飾品の修理，おもちゃ又は人形の修理，運動用具の修理，ビリヤード用具の修理，遊戯用器具の修理，浴槽類の修理又は保守，洗浄機能付き便座の修理，釣り具の修理，眼鏡の修理，毛皮製品の手入れ又は修理，洗濯，被服のプレス，被服の修理，布団綿の打直し，畳類の修理，煙突の清掃，建築物の外壁の清掃，窓の清掃，床敷物の清掃，床磨き，し尿処理槽の清掃，浴槽又は浴槽がまの清掃，道路の清掃，貯蔵槽類の清掃，電話機の消毒，有害動物の防除（農業・水産養殖業・園芸又は林業に関するものを除く。），医療用機械器具の殺菌・滅菌，土木機械器具の貸与，床洗浄機の貸与，モップの貸与，洗車機の貸与，衣類乾燥機の貸与，衣類脱水機の貸与，電気洗濯機の貸与，鉱山機械器具の貸与，排水用ポンプの貸与，業務用食器乾燥機の貸与，業務用食器洗浄機の貸与</p>
第 38 類	電気通信，報道をする者に対するニュースの供給，電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与
第 39 類	鉄道による輸送，車両による輸送，道路情報の提供，自動車の運転の代行，船舶による輸送，航空機による輸送，貨物のこん包，貨物の輸送の媒介，貨物の積卸

	<p>し、引越の代行、船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介、船舶の引揚げ、水先案内、寄託を受けた物品の倉庫における保管、他人の携帯品の一時預かり、配達物の一時預かり、ガスの供給、電気の供給、水の供給、熱の供給、倉庫の提供、駐車場の提供、有料道路の提供、係留施設の提供、飛行場の提供、駐車場の管理、荷役機械器具の貸与、自動車の貸与、船舶の貸与、自転車の貸与、航空機の貸与、機械式駐車装置の貸与、包装用機械器具の貸与、家庭用冷凍庫の貸与、家庭用冷凍冷蔵庫の貸与、車椅子の貸与、信書の送達、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ、航空機用エンジンの貸与、業務用冷凍機械器具の貸与、ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与</p>
<p>第 40 類</p>	<p>除染、布地・被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。）、裁縫、ししゅう、金属の加工、ゴムの加工、プラスチックの加工、セラミックの加工、木材の加工、紙の加工、石材の加工、剥製、竹・木皮・とう・つる・その他の植物性基礎材料の加工（「食物原材料の加工」を除く。）、食料品の加工、義肢又は義歯の加工（「医療材料の加工」を含む。）、映画用フィルムの現像、写真の引き伸ばし、写真のプリント、写真用フィルムの現像、製本、浄水処理、廃棄物の再生、核燃料の再加工処理、印章の彫刻、グラビア製版、繊維機械器具の貸与、写真の現像用・焼付け用・引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具の貸与、金属加工機械器具の貸与、製本機械の貸与、食料加工用又は飲料加工用の機械器具の貸与、製材用・木工用又は合板用の機械器具の貸与、パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具の貸与、浄水装置の貸与、廃棄物圧縮装置の貸与、廃棄物破砕装置の貸与、化学機械器具の貸与、ガラス器製造機械の貸与、靴製造機械の貸与、たばこ製造機械の貸与、3Dプリンターの貸与、材料処理情報の提供、印刷、廃棄物の収集・分別及び処分、編み機の貸与、ミシンの貸与、家庭用暖冷房機の貸与、家庭用加湿器の貸与、家庭用空気清浄器の貸与、発電機の貸与、印刷用機械器具の貸与、ボイラーの貸与、業務用加湿器の貸与、業務用空気清浄器の貸与、業務用暖冷房装置の貸与</p>
<p>第 41 類</p>	<p>当せん金付証票の発売、技芸・スポーツ又は知識の教授、献体に関する情報の提供、献体の手配、セミナーの企画・運営又は開催、動物の調教、植物の供覧、動物の供覧、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、美術品の展示、庭園の供覧、洞窟の供覧、書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、放送番組の制作における演出、映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作、スポーツの興行の企</p>

	<p>画・運営又は開催，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），競馬の企画・運営又は開催，競輪の企画・運営又は開催，競艇の企画・運営又は開催，小型自動車競走の企画・運営又は開催，音響用又は映像用のスタジオの提供，運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，興行場の座席の手配，映画機械器具の貸与，映写フィルムの貸与，楽器の貸与，運動用具の貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，おもちゃの貸与，遊園地用機械器具の貸与，遊戯用器具の貸与，書画の貸与，写真の撮影，通訳，翻訳，カメラの貸与，光学機械器具の貸与</p>
第 4 2 類	<p>気象情報の提供，建築物の設計，測量，地質の調査，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究，建築又は都市計画に関する研究，公害の防止に関する試験又は研究，電気に関する試験又は研究，土木に関する試験又は研究，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，機械器具に関する試験又は研究，計測器の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，理化学機械器具の貸与，製図用具の貸与</p>
第 4 3 類	<p>宿泊施設の提供，宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，飲食物の提供，動物の宿泊施設の提供，保育所における乳幼児の保育，高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。），会議室の貸与，展示施設の貸与，布団の貸与，まくらの貸与，毛布の貸与，家庭用電気式ホットプレートの貸与，家庭用電気トースターの貸与，家庭用電子レンジの貸与，業務用加熱調理機械器具の貸与，業務用調理台の貸与，業務用流し台の貸与，家庭用加熱器（電気式のものを除く。）の貸与，家庭用調理台の貸与，家庭用流し台の貸与，食器の貸与，カーテンの貸与，家具の貸与，壁掛けの貸与，敷物の貸与，おしぼりの貸与，タオルの貸与</p>
第 4 4 類	<p>美容，理容，入浴施設の提供，庭園樹の植樹，庭園又は花壇の手入れ，肥料の散布，雑草の防除，有害動物の防除（農業・水産養殖業・園芸又は林業に関するものに限る。），あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，整体，はり治療，医業，医療情報の提供，健康診断，歯科医業，調剤，栄養の指導，動物の飼育，動物の治療，動物の美容，介護，植木の貸与，農業用機械器具の貸与，医療用機械器具の貸与，漁業用</p>

	機械器具の貸与，美容院用又は理髪店用の機械器具の貸与，芝刈機の貸与
第 45 類	金庫の貸与，ファッション情報の提供，結婚又は交際を希望する者への異性の紹介，婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供，葬儀の執行，墓地又は納骨堂の提供，工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務，訴訟事件その他に関する法律事務，登記又は供託に関する手続の代理，著作権の利用に関する契約の代理又は媒介，社会保険に関する手続の代理，施設の警備，身の警備，個人の身元又は行動に関する調査，占い，身の上相談，ペットの世話，乳幼児の保育（施設において提供されるものを除く。），家事の代行，後見，衣服の貸与，祭壇の貸与，火災報知機の貸与，消火器の貸与，装身具の貸与

一般的注釈

類見出しに掲げる商品又はサービスは、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものである。したがって、個々の商品又はサービスの分類を特定するためには、アルファベット順一覧表を参照すべきである。

商品

ある商品を類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合には、次の(a)から(f)までに示すところの基準を適用して分類する。

(a)完成品は、原則として、その機能又は用途によって分類する。完成品の機能又は用途がどの類見出しにも記載されていない場合には、当該完成品は、アルファベット順一覧表に表示されている比較可能な他の完成品から類推して分類する。

当該他の完成品がない場合には、商品の材料又は作動方式のような他の補助的な基準を適用する。

(b)完成品が複数の用途を有する複合物（例えば、ラジオ付き時計）である場合には、各機能又は各用途に対応するいずれの類にも分類することができる。類見出しにおいて対応する機能又は用途が定められていない場合には、(a)に規定するその他の基準を適用する。

(c)未加工又は半加工の原材料は、原則として、当該原材料を構成する物質を基準として分類する。

(d)他の商品の一部となることを目的として作られた商品は、同様の商品を通常は他の用途に使用することができない場合にのみ、原則として、当該他の商品と同じ類に分類する。他のすべての場合には、上記(a)に示す基準を適用する。

(e)ある商品（完成品であるかないかを問わない。）がその材料に従って分類され、かつ、当該商品が異なる複数の材料から成る場合には、原則として、当該商品は主たる材料に従って分類する。

(f)商品を収納するために当該商品に適合させた容器は、原則として、当該商品と同じ類に分類する。

サービス

あるサービスを類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合には、次の(a)から(d)に示すところの基準を適用して分類する。

(a)サービスは、原則として、サービスの類見出し及びその注釈に掲げる事業分野に従って分類するか、又は、それができない場合には、アルファベット順一覧表に掲げる比較可能なサービスから類推して分類する。

(b)賃貸サービスは、原則として、賃貸の目的物によって提供されるサービス（例えば、第38類に示すところの電話機の貸与）と同じ類に分類する。リース方式による賃貸サービスは、賃貸サ

サービスに類似しているために、同じ方法で分類するものとする。しかしながら、分割払い購入資金の貸付け又は貸借り満期購入方式の金融は、財政サービスとして第36類に分類する。

(c)助言・情報又は指導の提供のサービスは、原則として、助言・情報又は指導の内容に対応するサービスの区分と同じ区分に分類するものとする。例えば、輸送の指導及び助言（第39類）、事業経営の指導及び助言（第35類）、金融の指導及び助言（第36類）、美容の指導及び助言（第44類）。助言・指導・情報が電子的手段（例えば、電話、コンピュータ）によって提供されることは、これらのサービスの分類に影響を及ぼすものではない。

(d)フランチャイズの枠組みにおけるサービスは、原則として、フランチャイザーが提供する特定のサービスと同じ類に分類する（例えば、フランチャイズに関する事業の助言（第35類）、フランチャイズに関する財政サービス（第36類）、フランチャイズに関する法律事務（第45類））。